

地方公会計制度に基づく財務書類 概要と分析（令和5年度）



地方公会計制度の導入について

地方公会計制度は、従来の官庁会計（単式簿記・現金主義）に加え、企業会計（複式簿記・発生主義会計）の考えを取り入れた会計制度です。

企業会計では、現金の収支に着目する官庁会計では把握できないストック（資産・負債）情報や、現金支出を伴わないコスト（減価償却費等）情報を提供することができます。

地方公会計制度は、官庁会計のデメリットを補完して財政マネジメントを強化し、わかりやすい財務情報を開示することによって住民への説明責任をより一層果たすことを目指して導入されました。

なお、自治体同士の比較を容易にし、効率的な活用を進めるため、全国の自治体は統一的な基準で財務書類を作成しています（「統一的な基準による財務書類」）。

地方公会計は官庁会計で把握できない情報を補完し、住民への説明責任を強化します

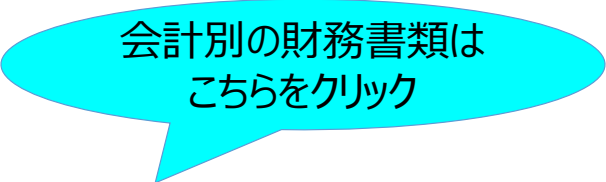
会計	対象	決算書	特徴
官庁会計 〔現金主義・ 単式簿記〕	1年間の 資金の収支	歳入歳出決算書 財産に関する調書	<ul style="list-style-type: none"> ・現金の動き（資金収支）に基づき記録するため記録の根拠が明確 ・資金収支以外の情報の把握が困難
地方公会計 〔発生主義・ 複式簿記〕	1年間の 資金の収支	貸借対照表 行政コスト計算書 純資産変動計算書 資金収支計算書	官庁会計では把握できなかった資産やコスト等も開示
	資産や資金収支 のないコスト等 (減価償却費・引 当金繰入額等)		

統一的な基準による財務書類（令和5年度）の概要

一般会計等と全体会計（※）の2種類を作成しています。

※ 一般会計等の範囲：一般会計、土地区画整理事業特別会計

全体会計の範囲：一般会計等、特別会計（競輪事業、国民健康保険、食肉センター、農業集落排水事業、介護保険、後期高齢者医療） 公営企業会計（水道事業、市立四日市病院、下水道）



会計別の財務書類は
こちらをクリック

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1728274651320/simple/R5zaimushorui.pdf>

次頁からは一般会計等の概要を説明します。

財務書類には4種類あります

1.貸借対照表

本市が行政サービスを提供するために保有している財産（資産）と、それらの資産を形成するために要した財源の内訳

2.行政コスト計算書

資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費と収益を表したものの。経費と収益の差が、純行政コストとして算出される。

4.資金収支計算書

行政活動に伴う現金等の資金の流れを、その性質に応じて「業務活動」「投資活動」「財務活動」の3つの収支に区分して表したものの

3.純資産変動計算書

貸借対照表上の純資産の増減の内訳を表したものの

1. 貸借対照表

資産	負債
うち 現金預金	純資産

2.行政コスト計算書

経常費用	経常収益
臨時損失	臨時利益
	純行政コスト


4.資金収支計算書

本年度資金収支額
前年度末資金残高
本年度末歳計外現金残高
本年度末現金預金残高

3.純資産変動計算書

本年度純資産変動額
うち、純行政コスト
前年度末純資産残高
本年度末純資産残高

1. 貸借対照表（令和6年3月31日現在）

 資産合計の83.9%が有形固定資産です

〈資産〉
市が行政サービスを提供するために保有している財産

固定資産（内訳）

- ① 有形固定資産
資産のうち学校、道路、公園等有形のもの
- ② 投資その他の資産
基金や長期延滞債権等

流動資産
現金預金や財政調整基金等

〈資産〉 4,003 億円	固定資産 3,760億円 (内訳) ① 有形固定資産 3,360億円 ② 投資その他の資産 400億円	〈負債〉 631億円 (内訳) 固定負債 553億円 流動負債 78億円
	流動資産 243億円	〈純資産〉 3,372億円 (内訳) ① 固定資産等形成分 3,913億円 ② 余剰（不足）分 ▲541億円

〈負債〉

市が資産形成のために要した、将来返済や支出をしなければならないもの

固定負債

市債や退職手当引当金等、返済期限が1年を超えて到来する債務

流動負債

1年内償還予定市債や賞与等引当金等、返済期限が1年以内に到来する債務

〈純資産〉

資産から負債を差し引いたもの

(内訳)

- ① 固定資産等形成分
減価償却累計額を控除した後の固定資産等の残高
- ② 余剰（不足）分
純資産と固定資産等形成分との差引
⇒負債に対して現金等流動資産で返済しようとした場合の余剰（不足）額
(不足の場合▲)

※表示単位未満を四捨五入しています。端数調整をしていないため、合計と一致しない場合があります。

2.行政コスト計算書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

行政活動には、貸借対照表で計上される資産の形成につながるものだけでなく、資産形成につながらないサービスも大きな比重を占めています。行政コスト計算書は、資産形成につながらないサービスの提供に要した費用（コスト）と財源となる使用料・手数料等の収益との関係性を明らかにしたものです。

行政コスト 1,196億円		
〈人件費〉 職員給与費や退職手当引当金繰入金等	〈人件費〉 225億円	〈経常収益〉 84億円
〈物件費〉 委託料、維持補修費、光熱水費、減価償却費等	〈物件費〉 344億円	
〈その他の業務費用〉 支払利息等、上記の2つに属さない業務費用	〈その他の業務費用〉 21億円	〈純行政コスト〉 費用（各コスト及び臨時損失）から収益（経常利益）を差し引いた収支不足額 ⇒ <u>税金や国県等補助金などで賄う必要があるもの</u>
〈移転費用〉 社会保障給付等、他の主体に交付することによって効果が生じるもの	〈移転費用〉 597億円	
〈臨時損失〉 資産の除売却による損益や災害復旧事業費等	〈臨時損失〉 9億円	
		〈純行政コスト〉 1,112億円

※表示単位未満を四捨五入しています。端数調整をしていないため、合計と一致しない場合があります。


3.純資産変動計算書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

☞ 純資産変動計算書では1年間の純資産の動きがわかります

		(億円)	
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 〈負債〉 固定負債 流動負債 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f8d7da; width: 80%;"> 純資産 </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 〈資産〉 有形固定資産 投資その他の資産 流動資産 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">↔</div> </div>	①純行政コスト	▲1,112	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-bottom: 10px; width: fit-content;"> 純行政コストを 税収等の財源 で賄っています </div> <div style="border: 2px solid blue; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content;"> 前年度に比べ 104億円増加 しました </div>
	②財源	1,203	
	税収等	869	
	国県等補助金	334	
	③本年度差額（①+②）	91	
	④資産評価差額	▲0	
	⑤無償所管換等	13	
	本年度純資産変動額 A （③+④+⑤）	104	
	前年度純資産残高 B	3,268	
	本年度末純資産残高 A+B	3,372	

※表示単位未満を四捨五入しています。端数調整をしていないため、合計と一致しない場合があります。

4. 資金収支計算書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

 資金収支計算書では1年間の資金（現金）の動きがわかります

(億円)

業務活動収支	A	182
業務支出		1,080
業務収入		1,262
臨時支出		-
臨時収入		-
投資活動収支	B	▲148
投資活動支出		207
投資活動収入		59
財務活動収支	C	▲40
財務活動支出		59
財務活動収入		19
本年度資金収支	D (A+B+C)	▲6
前年度末残高	d	74
本年度末残高	E (D+d)	68
前年度末歳計外現金残高	e	12
本年度歳計外現金増減額	f	2
本年度末歳計外現金残高	g(e+f)	14
本年度末現金預金残高	F(E+g)	83

〈業務活動収支の部〉

人件費や物件費などの業務支出が1,080億円、地方税や使用料・手数料等の業務収入が1,262億円で、収支は182億円となっています。

一般的には業務活動収支の黒字で、投資活動収支の赤字を補填します。

〈投資活動収支の部〉

公共施設や道路等整備費支出等の投資活動支出が207億円で、固定資産売却収入等の投資活動収入59億円を上回り、収支は▲148億円となっています。自治体は固定資産の売却や処分により利益を獲得することを目的としていないため、一般的には投資活動支出が投資活動収入を上回ります。

〈財務活動収支の部〉

償還額以上に市債発行を行わない方針のもと、基金設置目的に沿った計画的な積立を行ってきたことから、基金積立等による財務活動支出59億円が、市債発行等による財務活動収入19億円を上回り、▲40億円となっています。



業務活動、投資活動、財務活動の各収支を合計した結果、本年度の資金残高は前年度末より6億円減少し、歳計外現金を含む本年度末の現金預金残高は83億円となりました。

※表示単位未満を四捨五入しています。端数調整をしていないため、合計と一致しない場合があります。

統一的な基準による財務書類の活用について

統一的な基準による財務書類を作成することにより、官庁会計にない発生主義に基づくコストや、ストック（資産・負債）情報に基づいた指標を用いて、市の財政状況を多面的に分析することや他自治体との比較を行うことが可能となりました。

また、固定資産台帳を整備することにより、老朽化する公共施設の大量更新問題への対応として、公共施設マネジメント等へ活用することも期待されています。

四日市市は、財務書類に加えて、公共施設の維持管理において経常的に発生するコストを発生主義に基づく収益及び費用も含めてフルコストで捉えた「施設別行政コスト計算書」を作成し、公共施設マネジメントに活用しています。

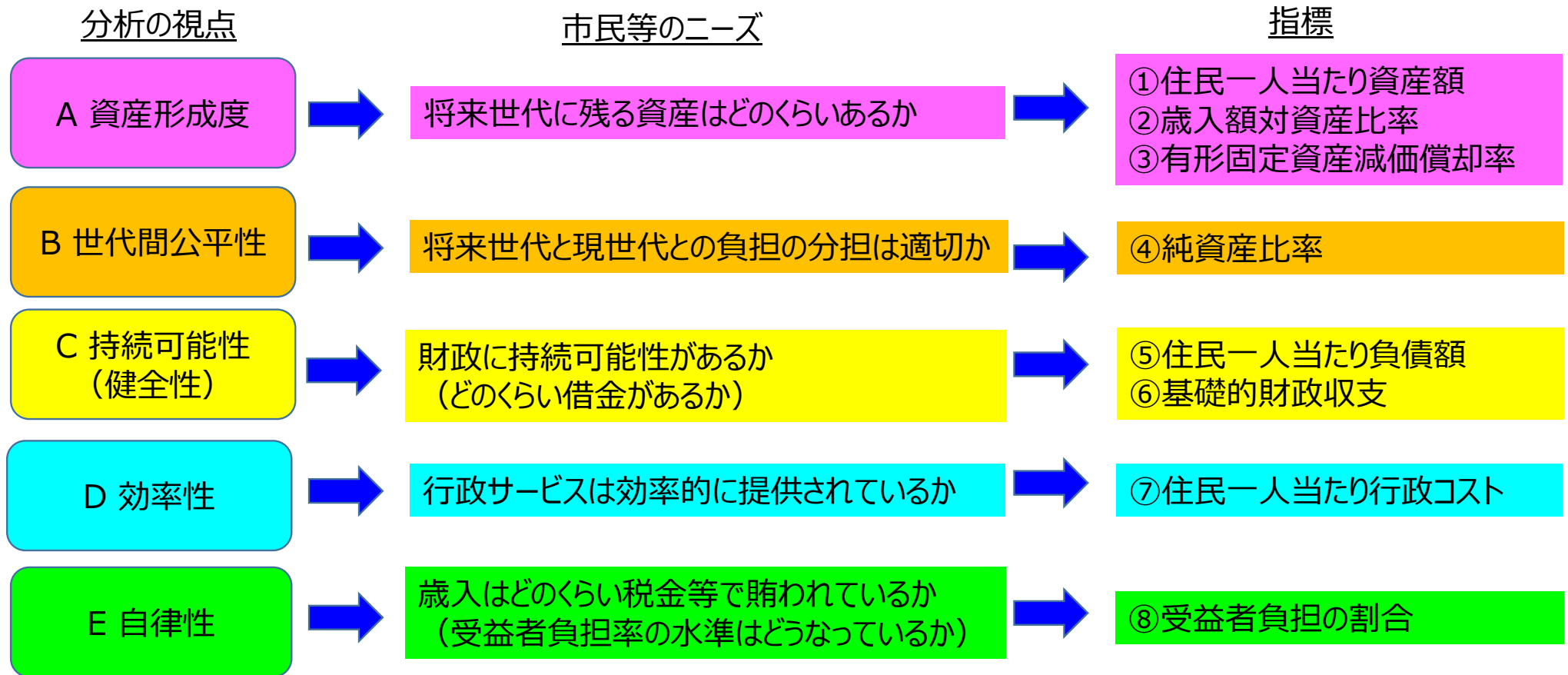
施設別行政コスト計算書は
こちらをクリック

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1728274651320/simple/R5shisetsubetsuPL.pdf>

なお、類似団体との比較については、現時点で入手可能な類似団体のデータ（令和4年度決算ベース）に基づいています。

財務書類の指標分析

財務書類の各種指標や類似団体（中核市）との比較により、四日市市の状況を分析します。



A-① 住民一人当たり資産額

算定式 資産合計÷住民基本台帳人口（令和6年1月1日時点）

👉 資産の8割以上を、有形固定資産（公共施設・道路など）が占めるため、資産の老朽化に伴う行政コスト（維持管理費・減価償却費）の増加に注意が必要です。

〔5年間の推移〕

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
119万円	122万円	125万円	126万円	130万円



〔分析〕

直近5年間のうち令和2年度までは国体関連施設の整備、令和3年度からは中央通り再編事業等により、資産合計は増加傾向にあります。また、住民基本台帳人口は直近5年間で0.8%減少しているため住民一人当たり資産額も増加傾向にあります。

有形固定資産の増加は老朽化に伴う行政コストの増加をもたらすため、公共施設マネジメントによりコストを負担する人口に合わせて老朽化資産の圧縮に努める必要があります。

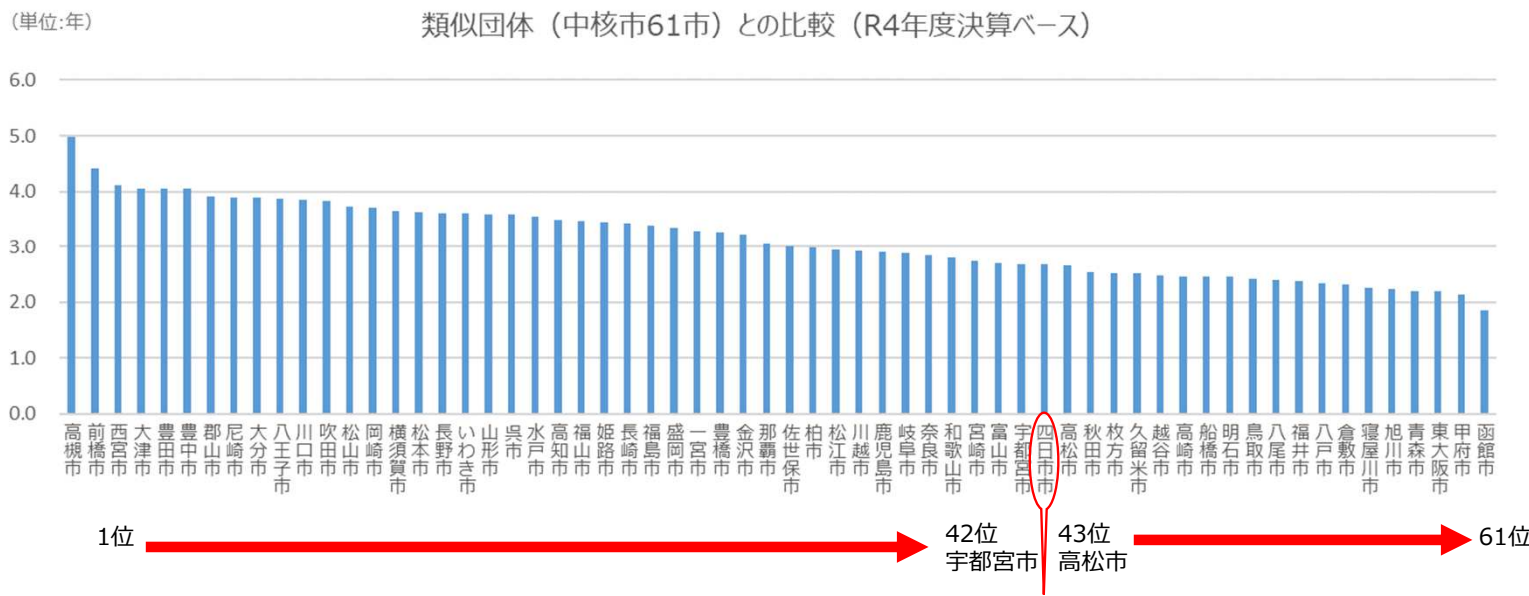
A-② 歳入額対資産比率

算定式 $\text{資産合計} \div \text{歳入総額}$

↑ 当年度の歳入総額に対する資産合計の比率です。
 これまで形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表しています。

〔5年間の推移〕

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2.88年	2.37年	2.70年	2.67年	2.83年



〔分析〕

直近5年間の年度末時点におけるストックとしての資産は、歳入2~3年分で推移しています。

資産合計は直近5年間で増加傾向にある一方、歳入総額は特殊要因(特別定額給付金事業費補助金)により著しく増加した令和2年度を除き、直近3年間は横ばいとなっています。

将来世代に引き継ぐ資産を安定的に保有できている一方で、老朽化する資産が多くを占めていることから、将来世代の過度の負担とならないよう、行政コストの増加を見据えた資産管理が必要です。

A-③ 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

算定式 $\text{資産全体の減価償却累計額} \div (\text{有形固定資産} - \text{土地等} + \text{減価償却累計額})$

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合です。
 法定耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているか（資産の老朽化）を把握することができます。

〔5年間の推移〕

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
68.8%	67.0%	67.3%	67.2%	67.7%

〔分析〕

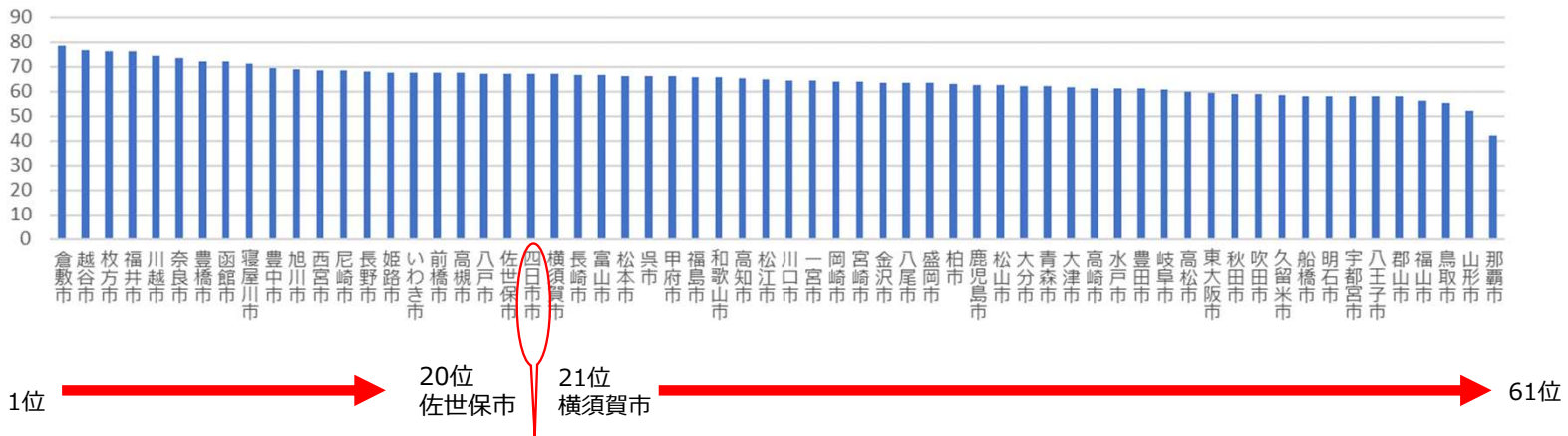
直近5年間は償却資産の取得価額及び減価償却累計額のいずれも増加傾向にあるため、減価償却率は横ばいで推移しています。

インフラ資産（道路等）を中心に老朽化が進んでいます。

将来の大量更新問題に対応するため、計画的な基金積立により、更新ピーク時の財源確保に努める一方で、施設の再編、長寿命化、維持管理費縮減などの公共施設マネジメントの取組を更に進める必要があります。

（単位：％）

類似団体（中核市61市）との比較（R4年度決算ベース）



B-④ 純資産比率

算定式 $\text{純資産合計} \div \text{資産合計}$

市が保有する全ての資産における、過去及び現世代が負担した割合を示しています。
この数値が高いほど将来世代への負担の先送りが少ないといえます。

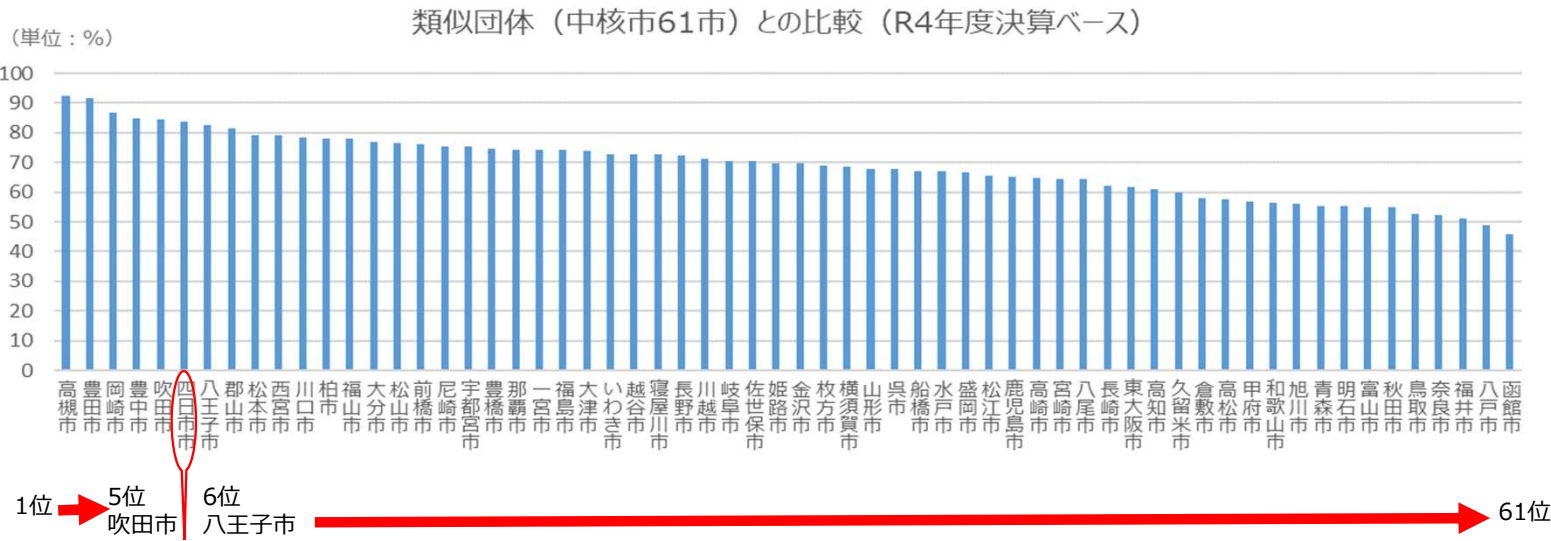
〔5年間の推移〕

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
78.6%	80.3%	82.3%	83.6%	84.2%

〔分析〕

直近5年間の純資産合計は、固定資産の増加のほか、市債の新規発行の抑制と償還を進めてきたことによる負債の減少により増加傾向にあり、それに伴い純資産比率の数値も上昇しています。

今後は、中央通り再編事業等の大規模プロジェクトに伴う新規の市債発行額の増加が見込まれますが、これまで計画的に積立してきた基金を有効活用し、将来世代に過度な負担の先送りをしない財政運営に努めます。



C-⑤ 住民一人当たり負債額

算定式 負債合計÷住民基本台帳人口（令和6年1月1日時点）

〔5年間の推移〕

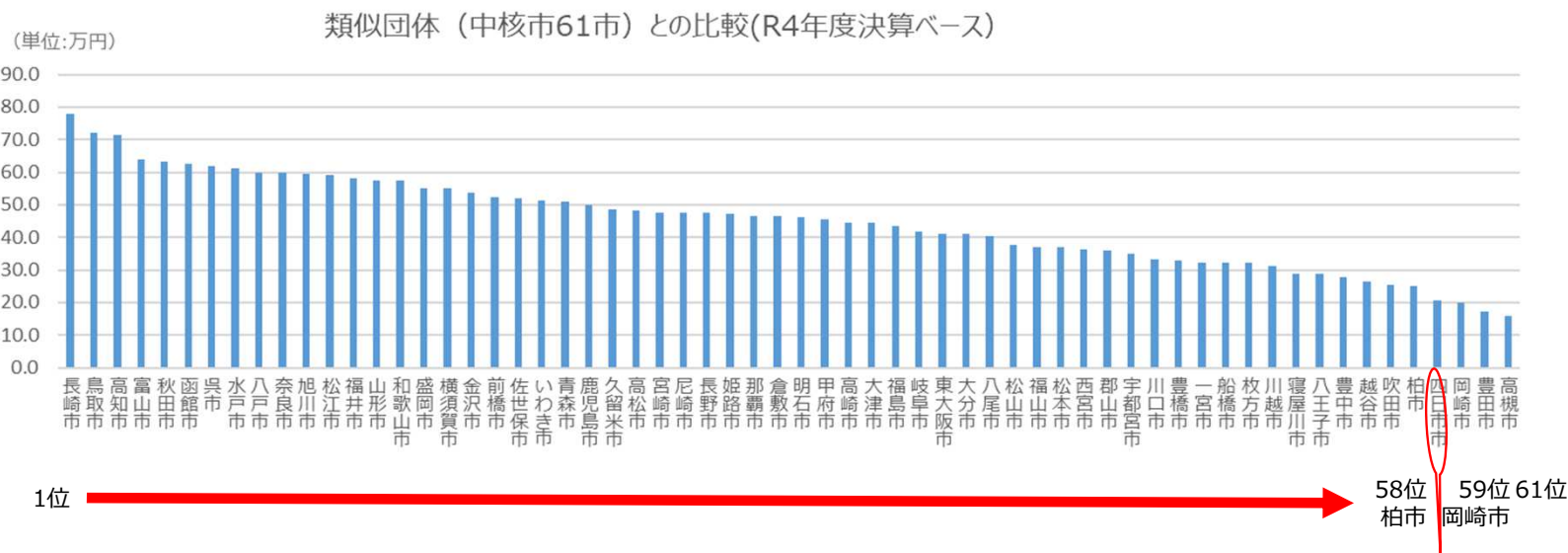
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
25万円	24万円	22万円	21万円	21万円

〔分析〕

人口が減少傾向にある中、新たな市債発行を抑制し、過去に発行した市債の償還が順次終了してきたことにより、住民一人当たり負債額は令和4年度まで毎年減少してきました。令和5年度は大規模プロジェクトにより市債発行額が増加したため横ばいとなりました。

今後、高齢化の進行による社会保障関係経費の増加が確実に見込まれる中で、市債償還額が過度に増えていけば、財政の自由度が失われ、硬直化につながります。

このため、将来世代に過度な負担とならないよう、公共施設の大量更新など近い将来に予定される多額の支出に備え、計画的な基金積立を継続していく必要があります。



C-⑥ 基礎的財政収支

算定式 業務活動収支（支払利息支出を除く）+ 投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く）

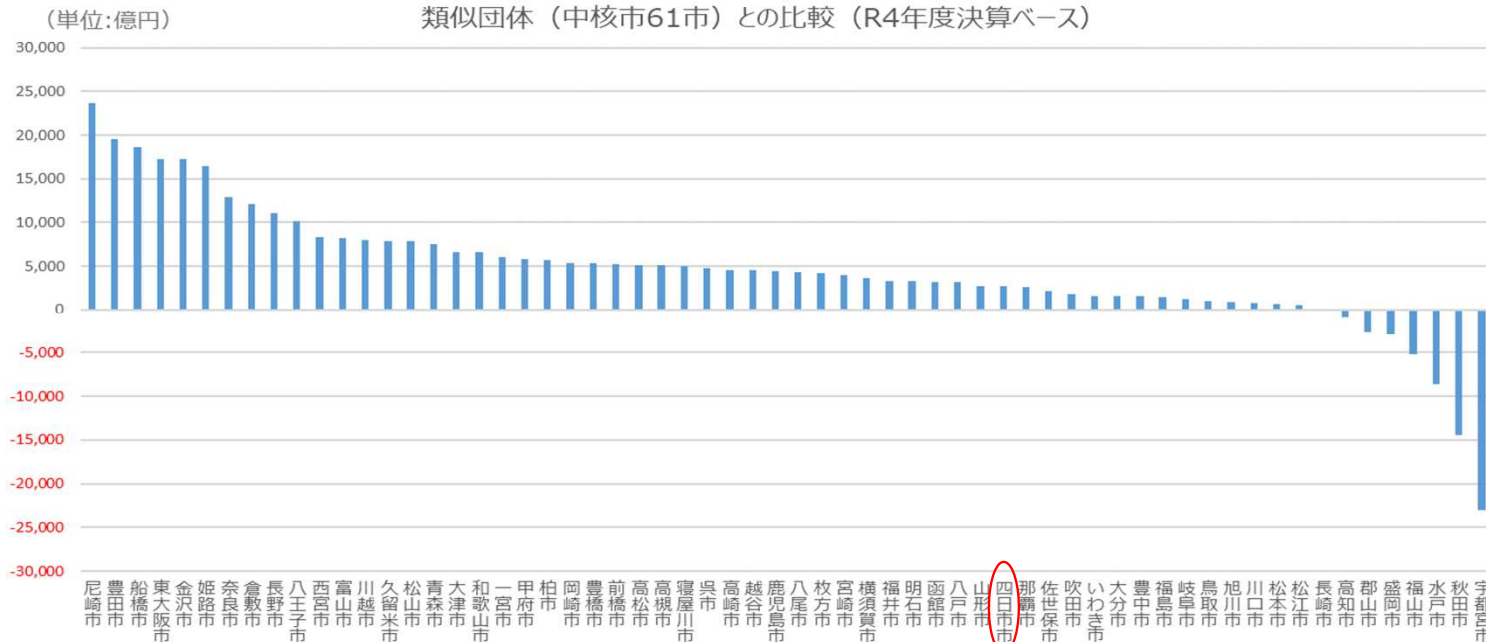


資金収支のうち、業務活動収支と投資活動収支の合算額（利息等の収支を除く）です。

この指標が黒字の場合は、行政サービスに必要な資金を借金なしに賄うことができ、持続可能な財政運営であるといえます。

〔5年間の推移〕

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
109億円	99億円	110億円	27億円	76億円



1位 → 40位 山形市 → 41位 那覇市 → 61位

〔分析〕

直近5年間は、投資活動収支の支出超過を業務活動収支の黒字が上回っています。令和3年度までは業務活動収支を構成する国県等補助金（特別給付金）の臨時交付がありましたが、交付の終了に伴い、令和4年度は大幅に減少しました。令和5年度は市税の増収に伴い業務活動収支が増加に転じています。

今後も中央通り再編事業等の大規模プロジェクトにより投資活動収支が支出超過となることを見込まれます。計画的に積み立ててきた基金の有効活用により、市債の発行に頼りすぎることのない持続可能な財政運営を行っていきます。

D-⑦ 住民一人当たり行政コスト

算定式 行政コスト÷住民基本台帳人口（令和6年1月1日時点）

自治体の行政活動の効率性を表しています。
金額が小さいほど、効率的な行政活動が行われているといえます。

〔5年間の推移〕

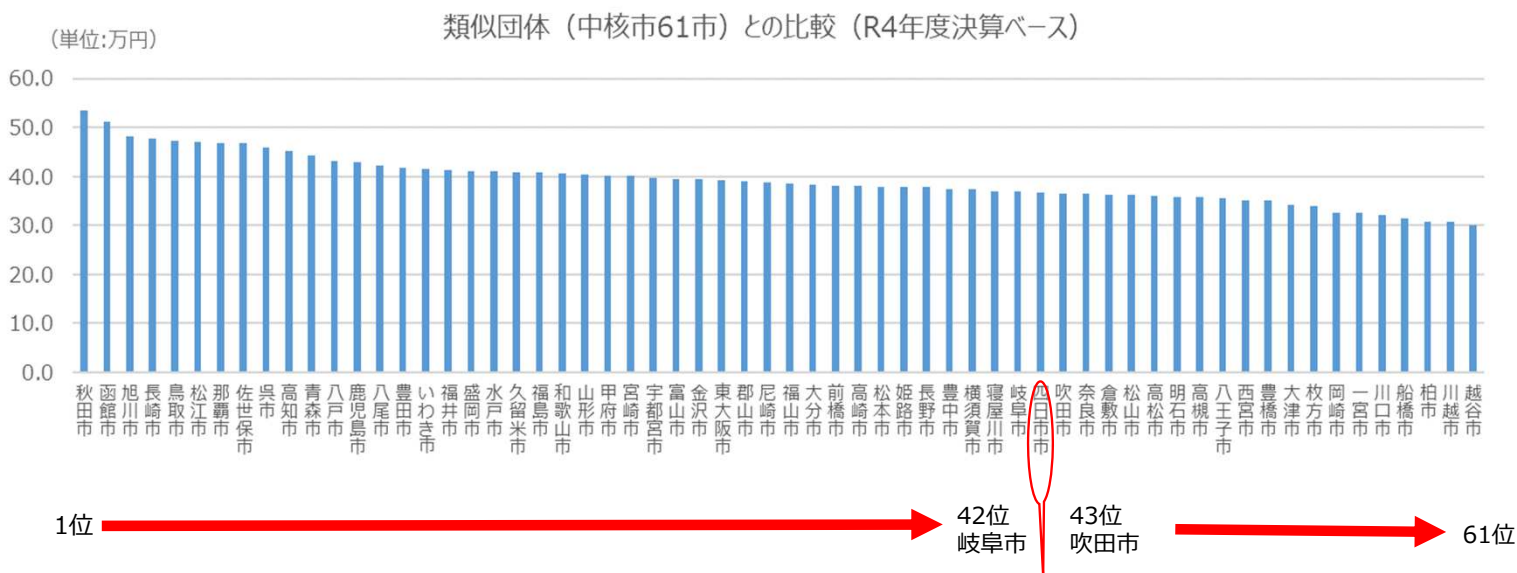
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
30万円	42万円	36万円	37万円	36万円

〔分析〕

直近5年間の住民一人当たり行政コストは、住民基本台帳人口が減少傾向にある中、令和3年度以降横ばいです。令和2年度が大幅に増加しているのは、新型コロナウイルス感染症に関する特別定額給付金によるものです。

今後、人口減少に伴い行政サービスを提供する市職員の減少が見込まれます。

このため、行政手続のデジタル化等自治体DXの取組を積極的に進めることで、業務効率化による行政コストの抑制と行政サービスの質の確保を目指します。



E-⑧ 受益者負担の割合

算定式 経常収益合計 ÷ 経常費用合計

1年間の行政サービスを提供するために要した経常的な費用における、サービスを受けた受益者が使用料や手数料によって負担する割合を表しています。

【受益者負担の原則】 行政サービスは住民から徴収した税金により賄うのが原則だが、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについては全てを税金で賄うとサービスを受ける者と受けない者との不公平が生じる。このため、サービスにより利益を受ける特定の方（受益者）に、受けた利益の範囲内で使用料や手数料などを負担してもらうこと。

〔5年間の推移〕

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5.8%	3.8%	4.3%	5.3%	7.1%

〔分析〕

直近5年間の受益者負担の割合は令和2年度以降増加傾向にあります。

行政サービスは、その目的や性質が多様であるため、全てのサービスについて一律の割合で受益者に負担を求めることは、公平性を損なうこととなります。

一方で負担の公平性の観点から、行政サービスの性質に応じて受益者の負担と公費の負担の適切な割合を検討する必要があります。

そのため、検討にあたっては、施設別や事業別等といったセグメントに基づいた分析を行っていきます。

